

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 浄山会
介護老人福祉施設 つきかげ苑

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

本事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2 虐待の定義

1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、譲渡的な苦痛を与えること。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会の設置

①本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止

検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を施設長と定める。

②虐待防止委員会の構成委員は以下の通りとする。

施設長（虐待防止担当者）・統括主任（委員長）・事務長・看護主任・介護主任

③委員会は、年2回以上開催とする。

虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。

④虐待防止委員会の役割

- 1) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- 2) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- 3) 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- 4) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- 5) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- 6) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

①職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

②定期的な研修（年2回以上）を実施することとし、新規採用時には新任職員に対して別途虐待防止のための研修を実施する。

③実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者名簿を記録・保管する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

①入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努める。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対応する。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告する。

8 当指針の閲覧について

職員、入居者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、施設内に備え付けることとする。また、事業所ホームページにも掲載する。

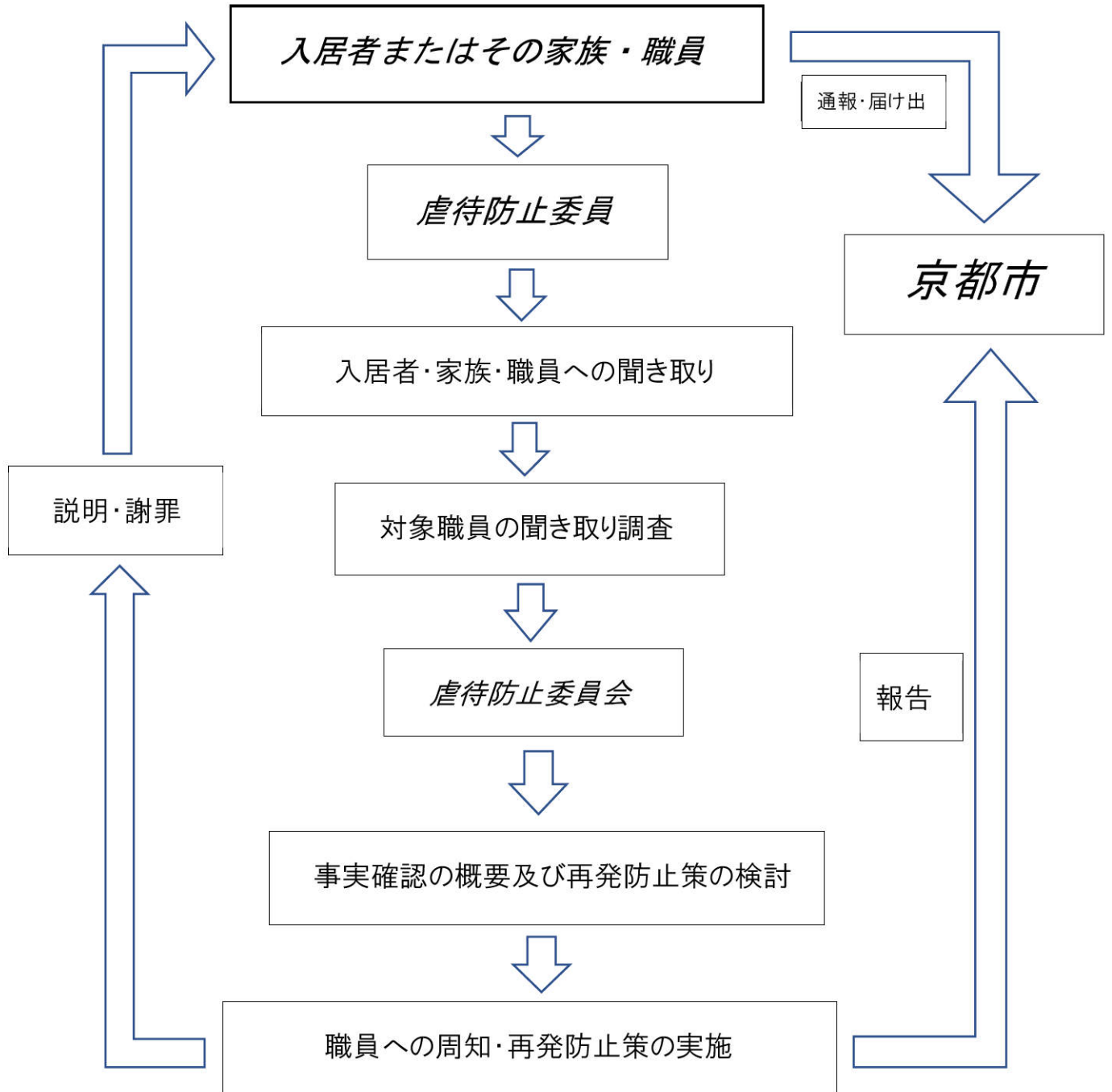
9 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

付則

2024年 4月1日 施行

虐待等への対応フローチャート 介護老人福祉施設 つきかげ苑



※市への通報は本人や家族、職員への調査が行われた段階で行う。
但し、緊急性が高い場合は安全確保を最優先とし対応する。